

選挙細則

| | |
|-------------|----|
| 1963年12月28日 | 制定 |
| 1975年 2月11日 | 改訂 |
| 1989年11月 5日 | 改訂 |
| 2000年 3月20日 | 改訂 |
| 2003年 3月21日 | 改訂 |
| 2005年 3月21日 | 改訂 |
| 2008年 3月20日 | 改訂 |
| 2011年 3月21日 | 改訂 |
| 2011年11月23日 | 改訂 |

(目的)

第1条 この細則は、日本聖約キリスト教団教規（以下「教規」という）に基づく日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）の選挙委員会の業務実施内容について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この細則は宗教法人日本聖約キリスト教団規則（以下「法人規則」という）及び教規に定める責任役員、代表役員、監事及び選挙委員の選出に適用される。

(選挙委員)

第3条 選挙委員会は、教職者会から推薦された教職選挙委員候補者2名、及び、各個教会から推薦された信徒選挙委員候補者各1名を、教団総会に提議して承認を求める。

- 2 教職選挙委員候補者2名のうち、1名を選挙委員長候補者とする。
- 3 選挙委員の任期は1年とする。

(業務)

第4条 教団総会において選挙を必要とする場合、選挙委員会は候補者を提議し、選挙を管理する。

第5条 教団総会においては下記の者が選挙権を行使する。

- (1) 各個教会より任命された教団総会代議員。
- (2) 教団責任役員
- (3) 各個教会の主任牧師
- (4) 各個開拓伝道地の開拓伝道主任者

2 前項の選挙権を有する者が総会を欠席する場合は、不在者投票を行う事ができる。

(被選挙権)

第6条 教団所属の教職者及び教会員は下記により選挙の被選挙権を有する。

- (1) 所属教会役員会の承認を得、15名以上の署名した推薦状をもって立候補した者。ただし、立候補は教団総会開催40日以前になされるものとする。
- (2) 教団所属の教会役員会の推薦状をもって推薦された者。ただし、推薦は教団総会開催40日以前になされるものとする。
- (3) 選挙委員会によって提議された者。

(時期)

第7条 通常選挙は定期年度総会において年1回行われる。

- 2 緊急な必要を生じた場合、臨時総会において選挙がなされる。

(改選及び任期)

第8条 代表役員、責任役員及び監事の改選及び任期は法人規則また教規の定めるところによる。また、代表役員及び責任役員の任期は、改選後初めて到来する1月1日より始まるものとする。但し、監事の任期については、定期総会終結の時より始まるものとする。

- 2 辞任、解任にともなう選出された監事の任期については、前任者の残任期間とする。

(選挙実施順序)

第9条 教団総会において選挙を必要とする場合、総会開催の2か月前に選挙の公示をし、前記第6条の立候補の受付を始める。その後、選挙委員会は、責任役員、監事及び選挙委員の候補者を提議する。

- 2 選挙委員会は選挙の説明、候補者のプロフィール等を掲載した選挙公報を発行するものとする。
- 3 辞任、解任にともなう監事の選挙については、二ヶ月前の公示を二週間に短縮し、選挙公報は省略することができる。

(選挙方法)

第10条 選挙に際しては、投票に先立って選挙のための祈りと、選挙方法の説明がなされる。

- 2 最初に責任役員の選挙が実施される。投票は原則として教職責任役員及び信徒責任役員各2名連記で行われる。
- 3 教職責任役員の受按者を候補者として代表役員選挙の投票が単記で行われる。
- 4 監事選出の投票が単記で行われる。
- 5 選挙結果及び前記第3条に定める選挙委員候補者についての報告が教団総会に

なされ、承認を受けるものとする。

6 (削除)

(被選挙者の重複及び次点者)

- 第11条 責任役員、監事及び選挙委員は各々重複して選出されてはならない。次点者も同様とする。ただし、選挙委員が、責任役員及び監事の候補者となる場合には、その任を辞するものとする。
- 2 責任役員の代務者または仮責任役員の選任を必要とする場合、各々次点者を第1位候補者とする。次点者が責任役員の代務者または仮責任役員となることができない場合、責任役員会において、会員の中から他の候補者を募り選定する。ただし、選挙を実施した教団総会においてあらかじめその旨承認を受けるものとする。
- 3 責任役員、監事及び教職選挙委員に欠員が生じた場合、各々次点者を繰り上げるものとする。

(副代表役員)

- 第12条 副代表役員については、責任役員会によって教職責任役員の受按者の中から選出されるものとする。代表役員の代務者及び仮代表役員の選任を必要とする場合、副代表役員を第1位候補者とする。仮代表役員の選任において、副代表役員が仮代表役員候補者となることができない場合、責任役員会において他の候補者を選定する。ただし、教団総会においてあらかじめその旨承認を受けなければならない。

(制定、改廃)

- 第13条 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または変更の議決がなされるものとする。
- 2 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに、定められた手続きを経て後、施行されるものとする。